

ロシアの市場経済化と法文化

栖原 学

I はじめに

新生ロシアにおいて市場経済形成改革が本格的に開始されてから、およそ10年が経過した。この10年間に於いて、ロシアの生産は大きく落ち込み、人々の所得は減少した。1990年代初めの、急速な市場経済への「移行」という楽観的な構想は、完全に崩れ去ったといつてよいだろう。現在のロシアは、1998年8月に発生した通貨・金融危機直後の悲観的予想に反して、若干の経済回復を示しているが、それも、通貨ルーブルの下落による輸入代替と石油を中心とする一次産品価格の上昇によるところが大きく、最近の傾向をもってロシアが持続的成長過程に入ったと判断することはできない¹⁾。

しかし、こうしたマクロ経済指標からうかがえる状況よりも、ロシアの市場経済への転換の困難を端的に物語っていると思われるのは、たとえば経済主体間のバーター取引や債務・税の不払いの盛行、食料生産における自給自足の重要性、新たな価値の生産を回避し、その再分配を追求しようとする経済主体の行動パターン、銀行部門の脆弱性と資本市場における不十分な公開性、あるいはいわゆるシャドウ・エコノミーの活発化や官僚の腐敗といった、少なくとも先進国における成熟した市場を見慣れたものにとっては、まったくエキ

ゾチックに見える現象の数々である。これらの現象は、ロシアにおける経済体制転換の課題が、単に、通常いわれるような市場経済への「移行」というよりは、むしろ市場経済の「形成」という言葉のほうがふさわしいということを示唆しているといえよう。マリオ・ヌーティ (Nutti, 1996, p. 11) は、「市場は、記憶、予想、伝統、規制、法、信頼、そして名声が、時間とともに幾重にも重なったものである。市場にこのような地層の積み重ねがなければ、それは、本物の市場の死んだイミテーション、あるいはグロテスクなカリカチュアに過ぎない」と指摘した。このヌーティの言葉は、ロシアが直面する困難の本質を、よくあらわしているように思われる。「地層の積み重ね」を持たない現在のロシアは、ヌーティの言葉が示唆するような大きな困難に逢着している。

旧ソ連東欧の経済体制転換においては、新古典派流の市場観に基づく転換戦略がとられた。一般に新古典派は、経済学の定義を、「諸目的と代替的用途をもつ希少な諸手段との間の関係としての人間行動を研究する科学である」とする有名なL. ロピンズのそれに求め、経済的な諸問題を、最適な資源や技術の選択と配分といった技術的な問題に還元する。すなわち新古典派の一般均衡理論によれば、生産関数や選好関数に関する凸性の仮定のもとで、完全競争という条件が満たされれば、企業や家計などの経済主体による自己の目的関数の最大化という個人による合理的行動は、社会的にも合理的な(パレート効率的な)資源配分を保

1) ロシア経済の、過去10年にわたる体制転換に対する筆者の評価については、中山他(2001, 序章)を参照のこと。

証する。つまり、経済主体は、市場が発する価格シグナルに基づいて最適化を行ない、その結果を数量情報に変換して市場にフィードバックする。市場はその情報をもとに再度価格を決定し、経済主体に伝える。このようなプロセスの結果、すべての商品について超過需要をゼロとするような最適な均衡価格に到達することができるのである。したがって新古典派は、旧社会主義諸国の市場化にあたって、競争を確保し、価格の自由な動きを保証する経済活動の自由化と、各経済主体の最適化を保証する資産の私有化を重視し、それを転換戦略の鍵とした。彼らは、こうした変化が達成されれば、市場経済は自然発生的に生成されると考えたのであろう。

しかし、市場経済成立のための必要条件は、単に自由化と私有化だけではなかった。すなわち新古典派が想定した市場移行のための政策は、その一部に過ぎなかったのである。上で指摘した現在のロシアにおける「エキゾチックな経済現象」の数々は、市場経済成立のためにはいかに多くの前提条件を必要とするか、そしてそれらが欠けている場合には、いかに奇妙な経済が生み出されるかを如実に示しているように思われる。

新古典派の市場移行の戦略には、どのような条件が不足していたのであろうか。通常、市場が「失敗」する場合として、外部性の存在や不完全な情報所有などの問題が指摘される。しかしここで意味しているのは、さらに基本的な市場の前提である。すなわち市場とは、経済的利益を追求する諸個人が、相互に自発的に交渉し契約を結び取引を実行していく仕組みである。取引の際、たとえば明確に定義づけられた所有権が欠如している、あるいは契約の履行を確保するために必要な費用が非常に高いなど、総じて交換の契約に関する法あるいは規範が遵守されない状況も、当然のことながら市場の円滑な機能を妨げるであろう。たとえば、取引の契約にもかかわらず一方の主体が相手をだまして契約どおりの商品を渡さなければ、他方の主体はその後の取引に用心深くなる。そ

してこのような事例が累積されれば、潜在的に可能な交換が、やがては行なわれなくなり、市場そのものも消滅するであろう。つまり、ある社会において市場経済が成立するためには、経済主体による法や規範の遵守といった、いわば制度的条件が必要となるのであり、こうした条件が満たされなければ、正常な市場経済の成立は困難になるのである。逆に、取引機会の増大は、経済発展の契機となる。したがって、ヌーティのいう「地層の積み重ね」、すなわち市場を支える諸制度の発達が、長期的な経済発展の可能性を左右することになる。これは、ダグラス・ノースが提起した主要な命題の一つである。そして法と規範は、市場を支えるための最も重要な制度の一つといえるものである。

ノースによれば、制度、すなわち「日常生活に構造を与えることによって人間の相互関係に含まれる不確実性を減少させるための工夫」は、総体として交換における取引費用を決定する。そして制度によって決定される取引費用の多寡、つまりは効率性が、経済発展の可能性を左右する。「われわれが、第三世界のある国の取引の費用と、ある先進国のそれとを比較するとき、前者における一つの交換あたりの費用はずっと大きいことに気づく。時々、費用が非常に高いために、いかなる交換も起こらないことがある。第三世界の制度的構造は、効率的市場を支えるフォーマルな構造（と執行）を欠いている。しかしながら、しばしば第三世界の国々では、交換に構造を与えようとするインフォーマルな部門（実際は地下経済）が存在するであろう。けれども、そうした構造は、大きな犠牲の上に生じている。なぜなら、フォーマルな所有権という保証の欠如は、自己執行的タイプの契約を提供できる人格的な（personalized）交換システムに活動を限定するからである。しかしこの問題は、単に、第三世界における高い取引費用という問題以上のものを含んでいる。つまり、生産の基本構造を決定する制度的枠組みは、低開発性を永続化させる傾向をもっているのである」

(North, 1990, 翻訳, 90～91 ページ). この引用で、「第三世界」を「ロシア」に換えれば、それはそのまま現在のロシアに妥当する命題であるように思われる。

後述するように、たしかにロシア経済の犯罪化は、憂慮すべき水準に達している。しかし、ロシアと同様の新古典派的な転換戦略を採用したポーランドやチェコなどの中欧諸国は、経済犯罪化の側面についてはロシアと比較すればよほど目立っていない。おそらくはそのためもあって、これらの諸国の経済成長実績もロシアをはるかにしのいでいる。何が両者の相違をもたらしたのだろうか。おそらくその格差の形成にあずかって力があつたのは、両者におけるいわゆる法文化の相違であると考えられる。ここで法文化といているのは、後述するように、ロシア人の「正しさの観念」あるいは「ふさわしさの観念」とそれにもとづく行動規範の総体を意味する。したがって、「法文化」の「法」とは、国家法に代表される文字で書かれた制定法を対象とするばかりでなく、広く社会規範あるいは文化規範をも含む概念である。本稿では、このような意味でのロシアの法文化の特質を、歴史をさかのぼることによって明らかにし、その特質がロシアにおける経済体制の転換すなわち市場経済の形成と、経済発展の展望に与える影響について考えてみたい。

以下ではまず最初に、社会主義の放棄と市場経済への転換の試みに伴う犯罪の増大に関して簡単に述べた後、ロシアの法文化の特徴として通常指摘される「法ニヒリズム」という特質を、三つの側面から示す。さらに、その法文化のもう一つの特質として筆者が強調したいと考える Ethical Dualism について説明する。最後にロシアの法文化と経済発展の可能性との関係について考えてみよう。

II 犯罪の増大

ロシアにおいて、転換期に入って犯罪が増加したことは、よく知られている。特にその経済面で

の犯罪化については、筆者も別の機会にまとめたことがある²⁾。したがってここでは、経済における犯罪的要素の浸透の様子を、「トランスペアレンシー・インターナショナル」(TI) がまとめた世界各国の政府腐敗度指数およびロシアに関する同指数の時間的推移によって代表させることで済ませることにしよう(表 1, 2 参照)。

近年、世界の各種組織が、たとえば企業の行なう直接投資のための資料として、あるいは学術的な目的のために、各国政府の腐敗の程度をさまざまな方法で数値化し、指数として発表するようになった。TI の指数は、こうした各国に関する複数の指数を平均したものである。この指数は、1995 年以降毎年発表されているが、表 1 には、2001 年に関する世界 91 カ国の指数が示されている。表のスコアは、10 が「非常にクリーン」、0 が「非常に腐敗している」を意味する。

さて、表 1 を見ると、ロシアについて認知された腐敗度は非常に高く、指数 2.3 で、世界 91 カ国中エクアドル、パキスタンとならんで 79 位である³⁾。また、同じ TI の調査で、過去にさかのぼってロシアのランクを調べてみると、表 2 のような結果となる。おおよその傾向として、1980 年代前半のロシア(ソ連)については、それほど腐敗が進んでいると認識されていたわけではなかったが、その後、特に 1990 年代に入って腐敗度が高まり、1990 年代後半には世界でもっとも腐敗が蔓延している国の一つと見なされるようになったことがわかる⁴⁾。

2) 中山他(2001, 第 3 章)を参照のこと。

3) ちなみに、バルト諸国を除く旧ソ連諸国は、いずれも腐敗度が高い。たとえばカザフスタンとウズベキスタンは 71 位、ウクライナは 83 位、アゼルバイジャンは 84 位である。これに対し、ハンガリー、スロヴェニア、ポーランド、チェコの中欧旧社会主義国は、それぞれ 31 位、34 位、44 位、47 位となっている。

4) 社会主義時代のソ連などにおける貿易公団の官僚の仕事ぶりについては、たとえばラヴィーニュ(Lavigne, 1999, 翻訳, 79～80 ページ)参照。なお、TI の指数については、次のような留保が必要である。官僚の腐敗を、統一基準に従って客観的に認識する方法が確立されてい

表 1 世界各国の政府腐敗度 (2001年)

| | | | | | | | | |
|----|----------|-----|----|------------|-----|----|-----------|-----|
| 1 | フィンランド | 9.9 | 31 | トリニダード・トバゴ | 5.3 | 63 | ドミニカ | 3.1 |
| 2 | デンマーク | 9.5 | 31 | チュニジア | 5.3 | 63 | モルドヴァ | 3.1 |
| 3 | ニュージーランド | 9.4 | 34 | スロヴェニア | 5.2 | 65 | グアテマラ | 2.9 |
| 4 | アイスランド | 9.2 | 35 | ウルグアイ | 5.1 | 65 | フィリピン | 2.9 |
| 4 | シンガポール | 9.2 | 36 | マレーシア | 5.0 | 65 | セネガル | 2.9 |
| 6 | スウェーデン | 9.0 | 37 | ヨルダン | 4.9 | 65 | ジンバブウェ | 2.9 |
| 7 | カナダ | 8.9 | 38 | リトアニア | 4.8 | 69 | ルーマニア | 2.8 |
| 8 | オランダ | 8.8 | 38 | 南アフリカ | 4.8 | 69 | ヴェネズエラ | 2.8 |
| 9 | ルクセンブルク | 8.7 | 40 | コスタリカ | 4.5 | 71 | ホンジュラス | 2.7 |
| 10 | ノルウェー | 8.6 | 40 | モーリシャス | 4.5 | 71 | インド | 2.7 |
| 11 | オーストラリア | 8.5 | 42 | ギリシア | 4.2 | 71 | カザフスタン | 2.7 |
| 12 | スイス | 8.4 | 42 | 韓国 | 4.2 | 71 | ウズベキスタン | 2.7 |
| 13 | 英国 | 8.3 | 44 | ペルー | 4.1 | 75 | ヴェトナム | 2.6 |
| 14 | 香港 | 7.9 | 44 | ポーランド | 4.1 | 75 | ザンビア | 2.6 |
| 15 | オーストリア | 7.8 | 46 | ブラジル | 4.0 | 77 | コートジヴォアール | 2.4 |
| 16 | イスラエル | 7.6 | 47 | ブルガリア | 3.9 | 77 | ニカラグア | 2.4 |
| 16 | 米国 | 7.6 | 47 | クロアチア | 3.9 | 79 | エクアドル | 2.3 |
| 18 | チリ | 7.5 | 47 | チェコ | 3.9 | 79 | パキスタン | 2.3 |
| 18 | アイルランド | 7.5 | 50 | コロンビア | 3.8 | 79 | ロシア | 2.3 |
| 20 | ドイツ | 7.4 | 51 | メキシコ | 3.7 | 82 | タンザニア | 2.2 |
| 21 | 日本 | 7.1 | 51 | パナマ | 3.7 | 83 | ウクライナ | 2.1 |
| 22 | スペイン | 7.0 | 51 | スロヴァキア | 3.7 | 84 | アゼルバイジャン | 2.0 |
| 23 | フランス | 6.7 | 54 | エジプト | 3.6 | 84 | ボリヴィア | 2.0 |
| 24 | ベルギー | 6.6 | 54 | エルサルヴァドル | 3.6 | 84 | カメルーン | 2.0 |
| 25 | ポルトガル | 6.3 | 54 | トルコ | 3.6 | 84 | ケニア | 2.0 |
| 26 | ボツワナ | 6.0 | 57 | アルゼンチン | 3.5 | 88 | インドネシア | 1.9 |
| 27 | 台湾 | 5.9 | 57 | 中国 | 3.5 | 88 | ウガンダ | 1.9 |
| 28 | エストニア | 5.6 | 59 | ガーナ | 3.4 | 90 | ナイジェリア | 1.0 |
| 29 | イタリア | 5.5 | 59 | ラトヴィア | 3.4 | 91 | バングラデシュ | 0.4 |
| 30 | ナミビア | 5.4 | 61 | マラウイ | 3.2 | | | |
| 31 | ハンガリー | 5.3 | 61 | タイ | 3.2 | | | |

注：10＝非常にクリーン，0＝非常に腐敗。

出所：Transparency International ([http:// www.gwdg.de/~uwww/ 2001Data.html](http://www.gwdg.de/~uwww/2001Data.html))。

表 2 ロシア (ソ連) の腐敗度順位

| 年 | 1980-85 | 1988-92 | 1996 | 1997 | 1998 | 1999 | 2000 | 2001 |
|-----|---------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| スコア | 5.13 | 3.27 | 2.58 | 2.27 | 2.4 | 2.4 | 2.1 | 2.3 |
| ランク | 27/54 | 39/54 | 48/54 | 49/52 | 76/85 | 82/99 | 82/90 | 79/91 |

注：スコアの意味は，表 2 に同じ。ランクの，たとえば 27/54 は，54ヶ国中 27位の意。

出所：表 1 に同じ。

以前はそれほど低いとも思われなかったロシアにおける規範意識の水準が、社会主義の崩壊と体制の転換に伴って悪化したという状況は、経済の側面ばかりでなく、一般の犯罪統計によっても知ることができる。ロシア内務省の統計によれば、犯罪登録件数は、ゴルバチョフ時代においてもっとも件数が少なかった1987年（118万6,000件）にくらべると、2000年には295万2,000件と、わずかな期間におよそ2.5倍に増大している。また、取り締まりの状況に左右されやすいと考えられる犯罪全体の件数にくらべて、より安定的な指標であると考えられる殺人件数で見ても、1989年の1万3,500件から2000年の3万1,800件へと増大しているのである（中山他、2001、117ページ）⁵⁾。

このような体制転換に伴う犯罪の増加の原因を、上で引用したノースの制度論をもとに簡単に述べてみよう。ノースによれば、すべての制度は、フォーマルなルール、インフォーマルなルール、執行の三つの次元をもつ。法制度についてこの枠組みを適用すると、フォーマルなルールは制定法あるいは実定法、インフォーマルなルールは、単に「法」についての意識のみならず、道徳、倫理、慣習など、「正しさ」あるいは「ふさわしさ」（野田、1983、5ページ）の観念を生み出す文化的な領域を意味すると考えられる。本稿では、この領

域を「法文化」の領域と呼ぶことにする。さらに、フォーマルなルールは、その執行について当事者あるいは第三者、典型的には国家による何らかの強制が必要であるのに対して、インフォーマルなルールは、自己执行的であるものが多いと考えられる。

社会主義から市場経済への転換においてもっとも激しい不正行為の見られたのは、おそらく国有企業の私有化のプロセスであろう。これは、基本的に資産の再分配過程であるから、関係者の利害が衝突するのは当然であるとしても、特にその初期のいわゆる「自然発生的民営化」においては、「改革実施の実践的な進行が、……それにふさわしい立法の創出をしばしば追い越してしまった」。つまり、「十分な法的・規制のインフラストラクチュアによらず、国家諸機関の個別的な決定の適用に基づいて実施された民営化は、さまざまな社会的グループの利益のためにうまく利用されることになった」（Deriagina, 2001, p. 117）のである（具体的な事例については、たとえば、Hendley, 1992, 参照）。民営化をはじめとして、制度の大きな転換期には、法律上の空白あるいは重複などの欠陥が生じやすく、それを利用した倫理上の不正行為が行なわれやすい。このようなフォーマルなルール、すなわち制定法の次元における欠陥に加えて、法の執行を確保すべき治安維持機関、すなわち警察、検察、裁判所等が、変化に対応するための予算・訓練・知識の不足などから、本来の任務を十分に果たすことができなかった。このようにフォーマルなルールの執行が弱体化するときに頼るべきは、自己执行的なインフォーマルなルールである。ところが、ロシアの伝統的なインフォーマルなルールが、必ずしも西欧流の「法の支配」あるいは「法治国家」を支えるそれと同様ではなかった。おそらく西欧においては、その法文化は、フォーマルな法律とは整合的であろう。すなわち西欧における実定法においては、その法文化が自然のうちに生み出した部分が大きいといっていよう。したがって基本的に、両者のあいだの矛

るわけではないから、その指数は、単に目安というほどのものでしかない。たとえば、ロシアの指数が2.3であり、また日本の指数が7.1であるからといって、ロシアが日本よりもおよそ3倍腐敗しているということができないのはもちろんである。

5) 参考のために、日本の犯罪の状況を示すと、以下のとおりである。1971年以降2000年まで、登録犯罪数は漸増傾向を見せており、この間で最も件数の少なかった1973年が119万1,000件、最も多かった2000年が244万4,000件で、およそ30年で倍増している勘定になる。ただし最近5年間の犯罪増加が著しく、1995年の件数は178万3,000件にすぎなかった（<http://www.npa.go.jp/toukei/keiji1/keiho-sousujtd.htm>）。犯罪統計については、警察の犯罪捜査の能力等多数の要因があるから、統計が実際の犯罪発生状況をそのまま反映するものでないことは言うまでもない。

盾も少ないと考えられる。しかしロシアの場合には、法の多くは、その民衆の規範意識から自然発生的に生み出されたものではなかった。これは、ロシアの法が、歴史的に外国法（ローマ・ビザンツ法）から大きな影響を受けたということの意味するばかりではない。その法の中心が、国家による民衆管理のための行政規則であり、民衆にとっては疎遠なものであったということをも意味するものである。このような事情で、実定法が不備である上に国家による法の執行が弱体化したがために、現在見られるような多くの法律の侵犯が生じてしまったのである。やや図式的ではあるが、以上のようにロシアの犯罪や腐敗をめぐる現状を説明することができるであろう。

それでは、強制力が衰えたときにあらわになったロシアの法文化とは、一体どのようなものであるのか。以下で、その具体的な諸相を見てみよう。

Ⅲ ロシアの法文化

ロシアの法的な伝統を指して、Legal Nihilism（法ニヒリズム）という言葉がしばしば用いられる。しかし、本稿で意味するような広い意味での法文化、すなわち国民的なメンタリティとしての規範意識という点を考慮すれば、これに加えて、後述するように、Ethical Dualism という概念の強調が必要ではないかと考える。以下では、ロシアの法文化の特徴をなすと考えられる Legal Nihilism と Ethical Dualism という二つの概念について説明していこう。

(1) 法ニヒリズム

「法ニヒリズム」という言葉がどのようにして生まれたのか、筆者は詳らかにしないけれども、ロシアでは、ペレストロイカの時期において、その法的な伝統を指して「法ニヒリズム」という言葉がしばしば使われた。ペレストロイカ期におけるこの言葉の使用は、ロシア社会の西欧化と関連している。つまりこの時期において、ロシアは一挙に西欧的な価値の導入を進めた。法的な面

では、1988年の第19回党協議会での、ゴルバチョフによる「法治国家としてのソ連」というテーゼの提起が、それを象徴的に示している。すなわちこの提起は、それまでの「70年にわたるソ連の政治的・法的な伝統との劇的な訣別」（Huskey, 1992, p. 33）を意味していた。つまり、欧米の「法治国家」あるいは「法の支配」の理念に象徴される法文化に比較した場合の、ロシア（ソ連）における「法に対する懐疑的かつ否定的な態度」（Tumanov, 1989, p. 20）が、はっきりと「遅れ」として認識されるようになったのであり、そのような「遅れ」を具体的に特徴づける言葉として、法ニヒリズムという言葉が使われ始めたのである。

それでは、法ニヒリズムとは、具体的に何を意味するのだろうか。以下では、それを特徴づける三点を挙げることにしよう。それはまず第一に、当然のことながら、ロシア人の法一般に対する不信を意味する。そうした彼らの不信感の深さを示すために、法と裁判に関するいくつかのロシアのことわざを以下に紹介しよう。

- ・法のあるところ侮辱あり（Где закон, там и обида.）
- ・法はかじ取りの棒、どうにでも動かせる（Закон—дышло: куда захочешь, туда и воротишь.）
- ・法廷あるところ不正あり（Где суд, там и неправда.）
- ・裁判所に行っても、プラウダは見つからない（В суд пойдешь, правды не найдешь.）
- ・裁判はやめよ、和解が一番（Полно судиться; не лучше ль помириться?）
- ・裁判は怖くないが、裁判官は怖い（「裁判官は、賄賂に弱い」の意——栖原）（Не бойся суда, а бойся судьи.）
- ・カモの胃袋養い難く、裁判官のポケット満たし難し（Утиногo зoбa не накoрмишь, судейскoгo кaрмaнa не нaпoлнишь.）
- ・裁判官に効き目のあるもの、ポケットに突っ込まれたもの（Судье полезно, что в карман

полезно.)

・裁判所、行くときはコート着て、出るときは素っ裸（Пошел в суд в кафтане, а вышел нагишом.）⁶⁾

このようなことわざに示された法に対する不信の原因として、帝政ロシアにおいては、法はまず第一に国家の民衆に対する過酷な管理の手段であったこと、さらには、そうした法が専制権力によって恣意的に発せられ、「法典がなく、あってもはなはだ不完全であるか、あるいは公布されていないためにに等しいという状況」（大木、1983b, 323 ページ）であったことが挙げられよう。これらの二点については、以下に項を改めて述べるとして、ここではさらに、帝政ロシアにおける裁判と裁判官をめぐる状況について、簡単に触れることにしよう。帝政ロシアにおける裁判、とりわけ 1864 年の改革以前のそれは、「混乱しており、野蛮であり、恣意的であり、腐敗していた」（Kucherov, 1953, p. 7）。すなわち「裁判所は、階級原理に基づいて組織され、貴族、聖職者、都市住民、残余の自由農民のそれぞれに、別々の法廷と異なった処罰があった」（Berman, 1963, p. 211）。法廷がたくさんの種類に分かれ、それぞれが煩雑な手続きを持っていたから、一つの訴訟の判決がくだるまでに多くの裁判所を経る必要があり、判決が下りるまでに数十年がかかることも多かった。ニコライ一世の統治が始まったときに、判決を待っている者がすでに 200 万人に達していたが、1842 年には、まだ判決の下されていない裁判の数が 330 万件へと増大したという。さ

らに裁判官は、法律の非専門家であるばかりか、下級裁判所の裁判官の大多数は、文盲あるいはほとんど文盲であった。このような事情が、裁判の混乱と判決の恣意性を増したことは想像に難くない（Kucherov, 1953, pp. 1-3）。さらには、法律の条文自体も、たとえば、裁判において二人の証人の証言がくいちがった場合には、「男性の証言が女性の証言に、貴族の証言がそれ以外の身分の証人の証言に、教育のある証人の証言が教育のない証人の証言に、また聖職者の証言が俗人の証言に優先する」というような規定を定めていた⁷⁾。

さらに、上で引用した多くのことわざに見られるように、とりわけロシアの裁判を毒していたものは、広汎に、しかも組織的に行なわれていた贈収賄の慣行であった。ロシア官吏のあたかも「本性」のように、最下級の吏員から最高位の官僚にいたるまで広汎に見られた贈収賄を、S. クチェロフは、古い扶持制度（コルムレーニエ）の残存形態であろうとしている。10 世紀のキエフ・ルーシにおいて、キエフ公とその代理人たちは、領地各地で貢税を集めるために、巡回徴貢（ポリュージエ）を行なった。さらに、11 世紀に編纂されたロシア最古の法典『ルースカヤ・プラウダ』の「簡素法典」第 42 条には、殺人贖罪金を集めるために各地を巡る役人に対して、地元民が 1 週間にわたって提供すべき食料、馬のえさ、貨幣についての規定が見られる（Vernadsky, 1947, p. 34）。つまり、各地の住民が、1 週間分の食料などの提供、すなわちコルム（＝扶持あるいは寄食）という形で支配者の代理人を養うことが制度化されていたわけである。これを扶持制度というが、13-14 世紀には、各地に配された地方官僚の多くが、その生活の資をコルムの徴収に依存するようになった。公式には、扶持制度はイワン四世（雷帝）の改革によって 16 世紀半ばに廃止されたが、実質的にはその後も継続された。たとえばエカテリー

6) これらのことわざの多くは、大木（1983a, 232～233 ページ；1983b, 324～325 ページ）からとった。なお、ロシアにはこのほかに、「法律は神聖だが、法律家は人でありなし」（Законы святы, да законники супостаты.）、あるいは「法律は平和を作り、法律家はもめごとを作る」（Законы—миротворцы, да законники—крючкотворцы.）など、法を神聖視することわざもあるが、大木はこれを、ロシア人が持っている「帰りに来るツァーリ」願望のあらわれであろうと解釈している（大木、1983a, 232 ページ）。

7) これは、1857 年に刊行された『法律全書』（Svod zakonov）の条文である。クチェロフ（Kucherov, 1953, p.2）に引用されている。

ナ二世は、一部の官僚について国家からの報酬を廃止するかわりに、民衆からのアクツイジェンツィア（訴願人の自発的贈与による収入）によって生活するよう命じている（Kucherov, 1953, p. 6）。このように、官吏に金品を贈って自己に有利になるよう取り計らってもらふことは、金品を贈る側にとっても受けとる側にとっても、いかにも生活になじんだものであった。とはいえ、それが正義＝プラウダの実現を大いに妨げたことかわりはない。このような事情からすれば、民衆が法と裁判を忌避したことも無理からぬことのように思われる。

さて、ロシアにおける法ニヒリズムの第二の側面として、ロシアにおける法は、国家による管理のための道具としての性格が強かった点を指摘することができるだろう。一般に法は、その性格のさまざまな側面から、いくつかの種類に分類されることがある。たとえば田中成明は、普遍主義型法、管理型法、自治型法という法の三分類について述べている。ここで普遍主義型法というのは、「法の一般的・自立的性質が最も強く制度化された近代西欧法の存在形態とそこで支配的であった法の支配や立憲主義などの法イデオロギーを一般化・抽象化して再構成」（田中、1986、7ページ）したものである。つまりこのタイプの法は、形式上自由平等な法的人格相互の権利義務関係の一般的ルールによる規制という規範的な側面をもつ。また管理型法というのは、「公権力機関による特定の政治的・社会経済的な政策目標の確保・実現のための手段として定立・運用される一般的な命令・指図」であり、自治型法とは、「各社会成員の意識・行動を現実に規制しているインフォーマルな社会規範やそこで共有されている正義・衡平感覚を基礎にして自生的に生成し作動する法」（同書、8ページ）とされる。この分類からすれば、ロシアの法の圧倒的部分は、管理型法であった。

ロシアの状況と重なり合うところも大きいと考えられるので、多少長くなるが、この三類型モデルを使った田中による日本の法制度と法文化の特

質に関する説明を引用しておこう。「明治以前の伝統的社会においては、法というものは管理型法と自治型法の両極に分解しており、管理型法が自治型法を囲い込む形で法システムが作動していたと見てよいであろう。……明治以降、近代西欧の普遍主義型法システムの継受も、主として行政官僚主導の中央集権的統治体制の整備と対内的・対外的な権力強化をめざして推進されたため、法システムは基本的に管理型法原理によって運用され続け、一般の人々もそのようなものとして受けとめ、敬して遠ざけてきた。その結果として、わが国の法システムと法文化の法化は、著しく管理型法に偏った形で進行し、自治型法レベルでは、普遍型法化を阻止する、義理・人情などの個別主義的な反-法化の契機が根強く存在し、自治型法が自生的に形成される市民社会的基盤の成熟は遅れた。一般の人々の法・裁判イメージにおいても、民商法などの私法や民事裁判よりも、憲法・行政法などの公法や刑事裁判が圧倒的なウェイトを占めていた」（同書、10～11ページ）⁸⁾。

田中が日本について述べた状況は、ロシアについてもそのまま当てはまるといえることができる。すなわち森下敏男（森下、1997）は、田中とほぼ同一の「自治法」と「管理法」という言葉を用いて、ロシアの状況を次のように説明している。「ロシアでは市場経済も、私的所有制も十分には発展しなかったから、市民が自主的に制定すると同時にそれに拘束される市民社会の内的秩序を定める法（すなわち自治法——栖原）……は発展せず、上から国家秩序を定め維持するための権力

8) 田中と同様の三分類は、アンガー（Unger, 1976）にも見られる。すなわちアンガーは、歴史の中にあられた法から、慣習法（customary or interactional law）、官僚法（bureaucratic or regulatory law）、そして法秩序（the legal order or legal system）という三つの類型を選び出した（ibid., pp.48-58）。こうした三分類は、まさに、有名なカール・ポラニーのトリアーデ、すなわち共同体（互酬）、国家（再分配）、市場（交換）を想起させるものである。なお田中の場合には、アンガーのいう慣習法を、自治型法として、市民社会の中に再生させることをめざしているように思われる。

の道具としての法令や刑法（すなわち管理法——栖原）……が法体系の中心となった。……ソビエト法についても、刑法が法体系の中心的地位を占めていたといつてよい。たとえば、1985年選出のロシア最高裁の民事部判事は15人しかいなかったのに、刑事部には73人もいた」のである。

法体系の中心が、刑法のような管理法となるか、あるいは西欧法のように民法などの私法が中心となるかについては、野田良之（野田、1978、28ページ）に興味深い説がある。彼は、人間のメンタリティ形成を、その外部的形成要因から、遊牧民型と農耕民型およびその混合型の三種に分けている。そして、そのうちの農耕民型のメンタリティについて次のように説明している。農業に適した自然環境のもとでは、自然の条件に反しないかぎり作物はおのずから生長する。そこでは、社会も「成る」ものであり、自然に任せて物の「成る」がままに生きることが可能であり、また望ましい。そこには、遊牧民の世界にみられるような規範の必要は感ぜられず、したがって規範意識も生まれぬ。社会は成るがままに、そもそものはじめから平和なのであり、闘争はこの平和を乱すものとして否定される。闘争は病理現象であって、極力排除しなければならない。遊牧民の社会では、法が、生理現象たる闘争のルールであるのに対し、農耕の社会では、そういう法の働く事態は病的状態なのであり、そういう事態は強力な手段によって除去すべきことになる。したがって法の中心は、刑法だということになるが、実は、農耕社会においては、刑法もまた機能しない社会が健康なのである。

野田はこの説を、遊牧民型としての西欧法と農耕民型としての中国・日本を含む東アジア法文化圏を念頭において語っている。もしもわれわれにしてこの説を受け入れるべきであるとするならば、本稿でこれまで述べてきたことから明らかに、ロシアの法文化は明らかに農耕民型といえよう。

さて、法ニヒリズムの第三の側面として挙げる

ことのできるのは、法の軽さということである。ロシアにおいては、西欧で見られたような教会と世俗権力（国王）、あるいは国王と市民との法を武器とした抗争など、「同一のコミュニティにおける多様な法域、多様な法制度の共存と闘争」（Berman, 1983, p. 10）がなかったために、法が個人において内面化される程度が少なかった。したがってロシアにおいては、法は専制権力によって、一時的な便法として恣意的に発せられたし、それを受けとる民衆の側でも、法を柳に風と受け流す態度が自然に形成されたと考えられるのである。

法が、権力の側から場当たりの出されたことは、帝政時代における法典整備が非常に困難であったことに象徴的にあらわされている。たとえば、ピョートル大帝は1700年に、1649年の「会議法典」（Sobornoe ulozhenie）⁹⁾とそれ以降に裁可された1,500以上の法令を体系化しようとして、委員会を設置したが、彼の意図は実現されなかった。その後このような法典化のための委員会は、1815年にいたるまでに10回も組織されたが、そのいずれもが失敗に終わった。「蓄積されてきた矛盾だらけの法律、勅令、そして判決の混沌たる集合体を法典化する」（Berman, 1963, p. 205）のは、ほとんど不可能であったのである。その後、ミハイル・スペランスキーの努力によって、1835年に「1649年以来最初のロシアの法典であり、またロシア史上最初の法全体の体系的表現」である15巻の『法律全書』（Svod zakonov）が完成した。しかし、H.パーマンの評価によれば、

9) ピョートル大帝の父である皇帝アレクセイのもとで施行された法令集。「緩やかな体系構成をもって整理された現行法の集成であり、約1,000か条の、かなり性急に編集されたその条文は、民法と民事訴訟法のみならず、刑法、商法、国法、行政法および教会法をも取り扱ったものである。この法令集の最も重要な淵源は、一部はまだ古いルースカヤ・ブラウダに、一部はその後成立したいくつかの法書に収められていたようなロシア慣習法の諸規範であった。内容的にみてこれらの規範は、ローマ・ビザンツ法の諸概念によって広汎に影響されていた」（Zweigert & Kotz, 1971, 翻訳, 557ページ）。

『法律全書』は、一つの文献としては印象的ではあるものの、社会構造に有機的に結びつき、それゆえ司法の緊急の要請を満たすようなロシアにとっての真の法制度を作り出しはしなかったし、またそうできるはずもなかった。第一に、それは高度に専門的な文書であり、その実施には職業的な弁護士や判事や行政官といった階級を必要としたが、1832年のロシアにおいては、そうした階級はようやく誕生しようとしていた段階にすぎなかったからであり、第二にそれは、農民という大量の人々を法の下方の埒外に、また皇帝を法の上方の埒外においていたからであった」(ibid., pp. 209-210)。

専制権力の側における法の軽視は、法律公布の觀念の欠如によっても説明することができよう。「公布によって法律が効力を獲得するという觀念がないから、覚書風に書きとめられて、所管の官吏に公布されるだけで法律とされるには十分だった。しかもその慣行は、1864年の大改革以後にも維持されており、それどころか19世紀の80年代頃になっても、すべての市民に関係する処分が一片の秘密通達によってなされる例が多かったのである」(大木, 1983b, p. 323)。

法を発する専制権力が、それを真剣に受けとっていなかったとすれば、一般民衆においても同様の態度が見られたのは当然のことかもしれない。上で引用したことわざの一つにあるように、法はそのときの都合でどのようにでも解釈できるものと考えれば、判事に賄賂を贈って都合のよい判決を得ようとするのも不思議ではない。ツヴァイゲルトとケッツは、これについて次のように述べている。「およそ革命前のロシアにおける農民大衆にとって、成文法が意味を持つものであったかどうかは、確かに疑わしいことであろう。たとえばフランスでならば市民と法との内面的結合にわれわれも気づくのであるが、そのような結合は、ロシアにおいては発展しうることがなかった。まさにそこでは1917年まで市民の権利の平等というようなものは、決して存在しなかったし、まして

国民は、この平等を、フランスにおけるように革命によって自力でかちとろうとはしていなかったからである。ロシアの民衆からみれば、国家によって制定された法は、昔から、むしろ支配者たちの専制の手段であるかのように思われてきたし、『働かないでいる身分の人々が常に犯している邪しかな行為を正当化するもの』(トルストイ)であるかのように思われてきた」(Zweigert & Kotz, 1971, 翻訳, 563ページ)のである。

法に対する不信は、一般大衆だけのものではなかった。19世紀の代表的なスラヴ主義者I. V. キーレフスキーの、「兄弟間でさえ、互いに契約を結ぶ」という言葉に象徴されるような西欧の法治主義に対する軽蔑は、ロシアの多くの知識人に共通するものであった(Berman, 1963, p. 224)。V. トゥマーノフ(Tumanov, 1993)は、このような法の軽視が、スラヴ主義者ばかりでなく、ゲルツェンのような西欧派にも見られること、さらにはくだって、ラヴロフのようなナローゴニキ、バクーニンのようなアナーキスト、トルストイのような平和主義者、20世紀初頭の「道標派」といったように、イデオロギー的に非常に幅広いスペクトラムの知識人が、いずれも法を軽視し、その多くが法よりも道徳律を重視していること、そしてそうした流れは、現代のたとえばソルジェニーツィン(「道徳原理は、法原理よりも上位にあらねばならない」。トゥマーノフ(ibid., p. 57)に引用されている)に引き継がれていることを指摘している。

さて、ロシア法の近代化は、アレクサンドル二世治下の1864年における司法改革によって行われたといわれる。すなわちこの改革によって、ロシア史上初めて、行政に対する裁判官の従属が廃止された。つまり裁判官は、職務上の過失以外に免官されることがなくなったのである。また、農民に対する郷裁判所を例外として、身分に基づく裁判所が廃止され、三段階の審級制が確立された。さらに、英国にならった治安判事の制度や、刑事事件における陪審員制が導入されるととも

に、公開裁判の原則、あるいは裁判所において弁護士に代理してもらえ権利が確立されることになった。司法改革は、たしかに「大改革時代」における「もっとも実り多きもの」であり、今日にいたるロシアの法的発展の礎石」（Berman, 1963, p. 212）と評価することができよう。しかしその後、1870-80年代の反動の時代には、その成果の多くが覆されたという事実が示すように、西欧の法原理が、ロシアによって——専制権力によっても一般民衆によっても——その内面から受容されたということは決してなかった。法ニヒリズムは、その後も連綿として続いたのである。

（2）Ethical Dualism

法ニヒリズムという言葉が、倫理上のまったくのカオスを意味するのかといえば、もちろんそうではない。何らかの倫理体系がなければ、社会は成立しないだろう。上で述べたように、ロシアにおいては、法よりもさらに重視すべきものとして、独特の道德律があった。この道德律と法との関係は、具体的にどのようなものであったのか。

経済史家のトマス・オーウェンは、19世紀前半のモスクワ商人、特のその経済倫理について、大略次のように述べている。第一に、商業において他人をごまかすことは、道徳的に批判されるべきことではなかった。「赤の他人をごまかすことが、伝統的商人の間で道義的非難を浴びることはほとんどなかったのである」。「モスクワ商人は、……交易の場で生き延び繁盛するためのいくつかの手段に熟達していた。その第一は、ごまかしである。……すなわち、詐欺、偽造、贋物の差しやはかりの使用などである」。むしろ彼らにとって、詐欺、あるいはごまかしは、生存のための手段であった。ただし、同業者、友人、信仰を同じくする者（特に分離派教徒）に対する信頼は厚く、そうした者に対しては、「十戒の八番目の戒律（汝、盗むなかれ）がきちんと遵守された」。すなわち、ある人間が、自分と同じ共同体に所属するかによって、その人に対する態度がまったく異なって

いた。つまり、共同体の内外で異なる道德が使い分けられていたのである。第二に、取引は現金で行なわれ、信用制度は発達しなかった。「大部分の商人にとって、為替手形とはネムツィ・ヴィドゥマリ、すなわち外国人のでっちあげたいかわしいもの」を意味した。このような態度も、仲間とは見なされない人間に対する不信がもたらしたものといえよう。第三に、彼らの生活および政治姿勢は、非常に保守的であった。「商人の生活様式は、過去というものが行動に正当性を与えるという意味で、ウェーバーの名づけた『伝統的』という語にふさわしかった」。彼らの文化には、「家長主義と宗教的な反啓蒙主義の束縛が強く残っていた」。また彼らの間では、宗教上の儀式と祝祭日が決定的な社会的機能を果たした。また彼らの政治姿勢も同様に極めて旧式であって、ツァーリに対しては徹底的な忠誠心を持っていたが、法を武器に自分達を恣意的に搾取する国家官僚に対しては強い不信を抱いていた。彼らは、商人から見れば、法を武器に自分達を搾取する存在に過ぎなかった。「1840年以降の断片的な資料には、ロシアならびに皇帝に対する忠誠心が、官僚社会に対する不信と懸念を併存させながら、一貫した政治姿勢として存在したことを示している」（Owen, 1981, 翻訳, 13~23 ページ）。

オーウェンも強調しているように、モスクワ商人は、西欧的なブルジョアジーとはほど遠く、むしろ「本質的には、交易業を営む百姓（ムジーク）」であった。「企業心に富んだ農民が商人世界に絶えず流れ込んだことは、当然のことながら、商人の生活環境の内部に農民生活の特徴を存続させる一因となったのである」（同書, 14 ページ）。

それでは、ロシア農村における状況はどのようなものであったのだろうか。ボリス・ミロノフによれば、19世紀後半において「国家による正式の法や国家による道德律の適用範囲は、都市に限られていた。……共同体におけるほとんどの活動は、非公式の規範、すなわち、慣習法あるいは習慣によって規制されていた。……このような二重

性は、道德律にも見られた。……農民は、隣人や親類を欺くことは『不道德』なことだと考えたが、政府の役人や地主をだますことはまったく別物と見なした。実際それは、奨励に値するような道德的な行為であった。また、隣人から物を盗んだり、耕作地の境界を守らなかったり、あるいは共同体の森の木を許可なく切り取ることは、不道德なことであったが、地主の果樹園から果物をとったり、貴族や政府が持っている森の木を切ったり、あるいは地主の土地を無断で耕作することは、道德上の非難にはあたらなかった。かくして農民は、自分自身の共同体に属する人間に対するとき、外部の人間、とりわけ農民以外の人間に対するときとは、まったく別の道德をもっていたのである」(Mironov, 1990, pp. 11-12)。野心的な農民が都市に出て商人に成り上がっていったことを考えれば、農村共同体における道德律のあり方が商人のそれと同様であったとしても、それは当然のことといえよう。

マックス・ウェーバーは、このような道德律の二重性を、対内道德と対外道德という概念で説明している。「連帯性と家族共産主義の原則とは、単に家内部を支配するだけにとどまらず、いっそう拡大して、氏族・地域共同体・習俗共同体におよぶ。けだし、ここでも結合は兄弟を象って行なわれ、兄弟的相互扶助の道德が支配するからである。ウェーバーはこの傾向、すなわち内輪同志の間では『勘定は水臭い』とする共産主義的のちに対内道德 *Binnenmoral* と呼んだ」。「他方……分業と交換との発展は、経済的交渉の範囲を拡大し、それをこのいわば「平等と同朋愛との王国」の外におよぼさしめる。ここではもはや、上記の共産主義の原則は通用せず、赤の他人に対しては何をしてもよい、といういわゆる対外道德 *Ausenmoral* が支配する」(Weber, 1924, 翻訳, 132 ページにおける訳者による注)。

上で示したロシアにおける農民や商人の道德の二重性は、この対内道德と対外道德という概念によって説明できるように思われる。通常いわれる

法ニヒリズムとは、対外道德における法に対する輕蔑的な態度の謂いであり、筆者(栖原)のいう *Ethical Dualism* とは、そうした対外道德が対内道德と併存する姿である。このような倫理上の状況は、後述するように、社会主義の時代を経ても基本的に変化を遂げず、そのまま変わらずに続いてきたように思われる。

R. ローズ (Rose, 1995) は、現代のロシア社会を、その構造からして「砂時計社会」と名づけている。ローズによれば、ロシア社会は砂時計のように上と下とに截然と分離されており、砂時計の上部には、権力と富を持つ国家エリートの生活がある。一方、砂時計の下部には、一般民衆の、血縁などをもととしたインフォーマルで濃密なネットワークが存在する。一般民衆は、国家との関係をできるだけ避けようとするが、それは国家が、法を道具として自分達を管理しようとするからである。どうしても国家との接触が必要となるときには、フォーマルで民主的なチャネルによらず、むしろ国家官僚との人格的な関係を通して個人的につき合おうとする。ローズ自身が明示的にそう述べているわけではないが、このような国家と民衆との関係は、帝政期以来、社会主義期を経て現在にいたるまで、長いあいだロシア社会の特徴をなしてきた。そしてこのような国家と社会のあり方は、ロシア独特の法文化の形成に大きな役割を果たしたものと考えられる。

(3) 社会主義と法文化

十月革命後、1930年代半ばまでは、本稿で示された意味とは若干異なる意味で、しばしば法ニヒリズムの時代と呼ばれる。すなわち、理論的には、この時代を代表する法学者であるパシュカーニスの「法の死滅」論に代表されるような、「国家の死滅」に対応した原理主義的な法理論が一世を風靡するとともに、実践的には、「すべての基本的な問題は、厳格な政治的＝行政的手段によって解決できるし解決されなければならないという固い信念」が、法に優先されたからである (Tuma-

nov, 1989, p. 22). このような実践的態度は、もちろん革命直後の戦時共産主義において典型的に見られたものであったが、1920年代末から30年代初めにおいて、NEPの終焉とともに再びよみがえった。E.ハスキーによれば、それは、非合法的な手段による弾圧、裁判などの法的手続きのドラマチックな政治化、法規範の単純化とそれに代わる布告（すなわち、法的な形式をとった政治的命令）への依存、という三つの傾向を伴うものであった（Huskey, 1992, pp. 27-28）。これらは、革命の原理に基づく積極的な法の軽視といえようが、たしかにパシュカーニスは、社会主義と法とを、基本的には両立不可能な二つの概念であると見なしていたのである（ibid.）。

このような意味での法ニヒリズムは、1930年代半ばになると、いわゆるスターリン＝ヴィシニシキー体制にとって代わられた。すなわち、一定の枠内で、すなわち法を政治の手段として認識するという条件のもとで、法が復権し、社会主義的な適法性が確保されるようになっていったのである。このような法のあり方は、基本的に、ゴルバチョフ時代末期まで続いた。したがって、たとえばパーマンが強調するように、ソビエト体制が単にテロルによって支配されていたと考えるのはもちろん誤りであって、たとえスターリン体制下であっても、体制に敵対的であると考えられた場合を除けば（スターリン死後には、秘密警察法廷および特別法廷も廃止された）、窃盗、強盗、殺人などの犯罪、また国营企業同士の契約違反をめぐる訴訟、相続権に関する紛争、経営者の処遇に対する労働者の不満等々は、正規の手続きと確立された規範に基づいて、公開原則にしたがって処理されたのである（Berman, 1963, pp. 7-8）。

しかし、社会主義体制下であっても、人々の規範意識、すなわちノースの言葉でいえば法と倫理に関する「インフォーマルなルール」は、帝政時代と変わることなく存続したと思われる。たとえば、ソ連の法体系においては、「制定法、さらには行政命令が優位を占め」（五十嵐、1972、141ペー

ジ）ていたことは周知の事実であり、したがって帝政時代の伝統はそのままソ連に引き継がれていったと考えてよい。つまり、帝政時代も社会主義の時代も、基本的に法は管理の一手段と見なされていたのである。この事情は、法を作り出す国家の側でも、また管理の対象となる一般民衆の側についても同様であった。

ソ連経済の研究者には周知のことであるが、ソ連時代、その国营企業にはトルカーチと呼ばれる人々がいた。彼らは、企業が計画目標を達成するために必要とする物資を、正規の企業間取引によらず、独自のインフォーマルなルートを通じて確保することを主要な任務としていた。A.レデネワ（Ledeneva, 1998）は、トルカーチの存在に例示されるようなソ連社会に組み込まれた非公式の関係、すなわちブラートがいかに重要であったかを強調している。彼女の定義によれば、ブラートとは、正規の手続きを迂回して、足りない財やサービスを獲得するための諸個人間のネットワークとインフォーマルな契約を意味する。彼女によれば、ブラートは、社会主義システムの構造的な制約に対する普通のソ連人の対応であり、こうした人々の日常生活の根幹にあって、ソ連システムをそれなりのもの（tolerable）にしていたものであった。しかしブラートという言葉は、もともと革命前には盗みのような軽度の犯罪行為を意味したことからわかるように、胡散臭い言葉であった。彼女は、ブラートが重要な役割を果たしたソ連社会を、「非合法だが、何とかなる（nel'z'ya, no mozhno）」というフレーズで要約している。

ブラートを活用したトルカーチの存在は、ある場合には非合法であったが、その反面、計画経済を円滑に機能させるためには不可欠のものであった。とはいえ、こうした活動が過度になれば、それは権力にとっては都合が悪い。このような活動が大規模に行なわれるようになれば、計画それ自体が建前にすぎなくなろうし、このような活動の結果行なわれる生産も、おそらく効率的とはいえないものになる。また、ブラートやトルカーチ

の活動が、企業活動のためでなく、私利私欲のために行なわれることもある。そして何よりも、非合法活動を黙認するという政府の姿勢が問われることになる。そこで政府は、こうした行き過ぎを抑えるために、時としてこのような活動を抑えるキャンペーンを行ない、見せしめのために違反者を厳罰に処したりした¹⁰⁾。このような、ブラートあるいはトルカーチをめぐる状況自体、ソ連における法に対する不信とその軽さ、あるいは、インフォーマルな関係の重要性といったロシア以来の伝統の継続を示しているといっていよう。

IV ロシアの経済発展と法文化——結びにかえて

本稿において筆者は、ロシアの広い意味での法文化の特質として、Legal NihilismとEthical Dualismを強調した。このような法文化は、一般的にいて、効率的な市場経済とは両立が難しい。市場における交換は、原理的には、独立した経済主体による自由で透明な契約を基礎とし、できるかぎりの計算合理性と予測可能性を必要とするが、法や規範の軽視はそうした交換の前提を損なう。取引の人格化をもたらすようなロシアの法文化は、このような市場の要請と適合的ではないのである。前に述べたように、ノースは基本的に、効率的な市場の機能と経済発展の実現を同一視している。もしも彼のこの命題が正しいとすれば、ロシアにおける経済発展の展望は明るくない。つまり、ロシアのような法文化を持つ社会、すなわち法の軽視と二重の規範体系が存在するような社会においては、取引費用が高くなり、したがって効率的な市場経済をもつことは難しい。それゆえ、経済発展も困難になるからである。

たしかに、近年のロシアのような犯罪が多発す

る状況と経済発展が両立しないのは、直観的にも明らかである。また、別のところで筆者が述べたように(中山他, 2001, 147 ページ)、最近の多くの実証的な研究によれば、政府官僚の腐敗と経済発展の間には、負の相関関係が確認されている。

さらにF.フクヤマ(Fukuyama, 1995)は、各社会において、血族以外の集団が他の集団に対してもっている「信頼」の程度に注目し、この「信頼」の高さが経済発展に大きな影響を与えることを強調している。明示的に述べているわけではないが、フクヤマによれば、ロシアは典型的な低信頼社会である。

フクヤマの低信頼社会という主張は、本稿で述べられたロシアの法文化についての特徴づけ、すなわちロシアの法ニヒリズムとEthical Dualismを別の側面から述べたものといっていよう。こうした特徴は、文化の領域に属するものであり、容易に変化するものではないし、かりに変化するとしても長い時間を要するだろう。現在におけるロシアの人々の法に対する意識を知る上で興味深いのは、ローズらが1998年に行なった調査である。それによれば、71%のロシア人は、自国の政府が法治国家の理想からはほど遠いと考えている。しかしその一方で、彼らは、ロシアが法治国家になることを望んでいるわけでもないのである。すなわちこの調査では、62%の人が、法律はしばしば普通の人間にとって非情に過酷であると考えている。法がこのようなものであるとすれば、法の遵守は、必ずしも望ましいことではない。73%のロシア人は、厳しいロシアの法は、それを遵守しないことでその厳しさを和らげることができると考えているのである(Rose, 1999, p. 74)。このような調査から、法意識を含めた文化の、歴史的な粘着性を見てとることができよう。

ただし、できるだけ法を遠ざけようとする文化が、常に経済発展の実現と両立しないという点を強調しすぎるのは誤りであろう。たとえば、上で野田(1978)の所説を紹介したが、彼は、日本を含めた東アジアの法文化が、農耕民族型であり、

10) バーリナー(Berliner, 1957, pp. 182-230)には、企業における数多くのブラートとトルカーチの例があげられている。またフェルドブラッジ(Feldbrugge, 1984, p. 542)は、同様の犯罪行為に対する処罰が、時間や場所によって異なるものであったことを指摘している。

法体系の中心に刑法があり、また法の機能しない社会を望ましい社会と考えるようなそれであると想定した。しかしそのような条件にもかかわらず、日本は、実際のところ経済発展を遂げることができた。つまり、一般に経済発展の条件は、規範意識だけではないだろうし、日本において発展に適合しない慣習なり行動パターンなりを改めようとした努力があったといえるのかもしれない。そもそもロシアにおいても、力強い発展の見られた時期——19世紀末から20世紀初頭、あるいは1950年代など——があった。このようなときのロシアは、国家による規範執行の強化が図られてきた時期であるように思われる。たとえば現在にくらべれば圧倒的に国家による強制力の厳しかったソ連時代の官僚は、前掲表2に示されているように、西側の目から見てそれほど腐敗しているとは感じられていなかった。そしてたとえばスターリンの時代に、ソ連は、さまざまな犠牲を伴いながらも大きな経済発展を遂げることができた。スターリン時代のテロルは、決して繰り返されてはならないけれども、その時代に一定の発展を示したという事実は、ロシア経済を向上させるためには、ある程度の権威主義的な体制が必要であるということを示しているのかもしれない。

（日本大学経済学部教授）

【文献】

（本文中で引用した邦訳書の訳文は、原書を参考にして変更した場合があります。）

- Berliner, Joseph S. (1957), *Factory and Manager in the USSR*, Cambridge, MA, Harvard University Press.
- Berman, Harold J. (1963), *Justice in the U.S.S.R.: An Interpretation of Soviet Law*, Cambridge, MA, Harvard University Press.
- —— (1983), *Law and Revolution: The Formation of the Western Legal Tradition*, Cambridge, MA and London, Harvard University Press.
- Deriabina, M. (2001), "Institutsional'nye aspekty postsotsialisticheskogo perekhodnogo perioda", *Voprosy ekonomiki*, no. 2.
- Feldbrugge, F. J. M. (1984), "Government and Shadow Economy in the Soviet Union", *Soviet Studies*, vol. 36, no. 4.
- Fukuyama, Francis (1995), *Trust: Social Virtues and the Creation of Prosperity*. (フランシス・フクヤマ, 『「信」無くば立たず』, 加藤寛訳, 三笠書房, 1996年).
- Hendley, Kathryn (1992), "Legal Development and Privatization in Russia: A Case Study", *Soviet Economy* vol. 8, no. 2.
- Huskey, Eugene (1992), "From Legal Nihilism to Pravovoe Gosudarstvo", in Donald D. Barry ed., *Toward the "Rule of Law" in Russia?*, Armonk, New York and London, M. E. Sharpe.
- 五十嵐清 (1972), 『比較法入門[改訂版]』, 日本評論社.
- Kucherov, Samuel (1953), *Courts, Lawyers, and Trials under the Last Three Tsars*, New York, Frederick A. Praeger.
- Lavigne, Marie (1999), *The Economics of Transition: From Socialist Economy to Market Economy*, London, Macmillan; New York, St Martin's Press. (マリー・ラヴィーニユ, 『移行の経済学 社会主義経済から市場経済へ』, 栖原学訳, 日本評論社, 2001年).
- Ledeneva, Alena V. (1998), *Russia's Economy of Favours: Blat, Networking and Informal Exchange*, Cambridge University Press.
- Mironov, Boris (1990), "The Russian Peasant Commune After the Reforms of the 1860s", in B. Eklof and S. Frank, eds., *The World of the Russian Peasant: Post-Emancipation Culture and Society*, Unwin Hyman.
- 森下敏男 (1997), 「ロシアの法文化」, <http://src-h.slav.hokudai.ac.jp/sympo/Proceed97/morishita.html>.
- 中山弘正・上垣彰・栖原学・辻義昌 (2001), 『現代ロシア経済論』, 岩波書店.

- 野田良之 (1978), 「比較法文化論の一つの試み」, 早稲田大学比較法研究所創立 20 周年記念講演集『比較法と外国法』.
- —— (1983), 「比較法の基礎としての法の『元型』を尋ねて」, 『学習院大学法学部研究年報』18号.
- North, Douglass C. (1990), *Institutions, Institutional Change and Economic Performance*, Cambridge University Press. (ダグラス・C・ノース, 『制度・制度変化・経済成果』, 竹下公視訳, 晃洋書房, 1994年).
- Nuti, D. Mario (1996), “Post-Communist Mutations”, *Emergo*, Winter.
- 大木雅夫 (1983a), 『日本人の法観念 西洋的法観念との比較』, 東京大学出版会.
- —— (1983b), 「トルストイにおける法の否定」, 『上智大学法学部創設 25 周年記念論文集』.
- Owen, Thomas C. (1981), *Capitalism and Politics in Russia: A Social History of the Moscow Merchants, 1855-1905*, New York, Cambridge University Press, (トーマス・C・オーウェン, 『未完のブルジョワジー』, 野口建彦・栖原学訳, 文真堂, 1988年).
- Rose, Richard (1995), “Russia as an Hour-Glass Society: A Constitution without Citizens”, *East European Constitutional Review*, vol. 4, no. 3.
- —— (1999), “Living in an Antimodern Society”, *East European Constitutional Review*, vol. 8, no. 1.
- 田中成明 (1986), 「日本の法文化の現況と課題」, 『思想』, 744号.
- Tumanov, V. A. (1989), “O pravovom nihilizme”, *Sovetskoe gosudarstvo i pravo*, no. 10.
- —— (1993), “Pravovoe nihilizm v istoriko-ideologicheskom rakurse”, *Gosudarstvo i pravo*, no. 8.
- Unger, Roberto M. (1976), *Law in Modern Society*, New York and London, The Free Press.
- Vernadsky, George (1947), *Medieval Russian Laws*, Columbia University Press.
- Weber, Max (1924), *Wirtschaftsgeschichte. Abriss der universalen Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*. (マックス・ウェーバー, 『一般社会経済史要論 上・下』, 黒正巖・青山秀夫訳, 岩波書店, 1954年).
- Zweigert, K. and H. Kötz (1971), *Einführung in die Rechtsvergleichung auf dem Gebiete des Privatrechts*, Bd. I: Grundlagen. (K. ツヴァイゲルト=H. ケッツ, 『比較法概論 原論 上・下』, 大木雅夫訳, 東京大学出版会, 1974年).